

## 山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月7日（火）午前8時56分から午前9時49分
2. 開催場所 山江村役場 2階 大会議室
3. 出席委員（13名）
  - 農業委員 6名
  - 推進委員 7名
4. 欠席委員（なし）
5. 議事日程
  - 日程1 開会
  - 日程2 会長挨拶
  - 日程3 諸般事情報告
  - 日程4 議事録署名委員の指名について
  - 日程5 議第28号 山江村農用地利用集積計画（第5次）に対する意見決定について
  - 日程6 議第29号 農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について
  - 日程7 その他
  - 日程8 今後の行事
  - 日程9 閉会
6. 農業委員会事務局職員
  - 事務局長
  - 事務局

## 7. 会議の概要

新山事務局長

それではご起立お願いします。一同礼。ご着席ください。

山江村農業委員会における農業委員の総数は6名で、本日の出席委員は6名でございます。山江村農業委員会総会規則第8条の定足数に達しておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より令和4年6月期の農業委員会総会を開会いたします。

日程2「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。

会長

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。次に、日程3「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんでしょうか。

(なしの声)

事務局長

ありませんか。

(なしの声)

事務局長

ないようですので、次に入りたいと思います。次に、日程4「議事」に入ります。日程4以降につきましては、会長にて議事進行をお願いいたします。

議長

はい。これより「議事」に入ります。まず、日程4「議事録署名委員の指名について」山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は5番農業委員、6番農業委員をお願いいたします。

議長

次に日程5、議第28号「山江村農用地利用集積計画（第5次）に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と概要の説明を求めます。

事務局長

はい。それでは、議第28号についてご説明いたします。総会資料の1ページをお開きください。議第28号「山江村農用地利用集積計画（第5次）に対する意見決定について」令和4年山江村農用地利用集積計画（第5次）を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画につ

いて可否を求める。令和4年6月7日提出、山江村農業委員会会長。2ページ、3ページが意見書の写しを添付しております。4ページが総括表となっております。5ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。今回申請されましたのは、賃借権の新規設定6件、使用貸借権の新規設定1件の計7件で案件の総面積は、9,012㎡です。6ページは農地バンクを介した農用地利用集積計画の一覧となります。概要については以上でございます。

議長

それでは事務局より概要の説明がありましたが、議事に入る前に農業委員会法第31条「議事参与の制限」の規定に係る案件がございます。〇〇委員・〇〇推進委員が関係者となりますので、当該事案の審議開始から終了まで両委員の退席を求めます。

(〇〇委員・〇〇委員退席) 9時02分

議長

それでは事務局より説明を求めます。

事務局長

はい。それでは新規設定1件1筆分について説明いたします。総会資料の7ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(申請人について説明)。8ページをご覧ください。(申請内容について説明)。9ページから10ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては令和4年4月期総会案件の現地調査時に確認を行っており、借り手候補者の方、担当委員の代理として会長、担当推進委員と共に4月4日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、私より補足説明を行います。

議長

4月4日、貸し手の方は都合により出席できませんでしたが、借り手候補者の方、それと当時の事務局係長、それと担当推進委員、私で立会いをしました。(場所について説明)。当時はまだ災害の復旧作業が行われた後でした。この写真には現在の状況が載っていると思いますが、これから借り手の方で耕作される予定でありますのでどうぞよろしく願います。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長 はい。それでは、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑・意見等がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

(〇〇委員・〇〇委員着席) 9時05分

議長 続きまして、賃借権の新規設定2件2筆分について事務局の説明を求めます。

事務局長 はい。それでは、賃借権の新規設定2件2筆分についてご説明いたします。今回の2件2筆分については、出し手は異なりますが、受け手候補者が同一であることと、現地は隣接しており1筆で管理されることから、一括して審議をお願いします。それでは、総会資料の11ページをご覧ください。賃借権の設定に係る1件目の申請でございます。(申請人について説明)。12ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。続いて13ページをご覧ください。賃借権の設定に係る2件目の申請でございます。(申請人について説明)。14ページをご覧ください。(申請内容について説明)。15ページから17ページまでに地籍図、現況写真を添付しています。現地調査につきましては、申請者、担当農業委員と担当推進委員と共に6月1日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員よ

り補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。6月1日午前9時より、現地調査を行っております。立会いは出し手の方、借り手候補の方、事務局長、事務局、担当推進委員と私の6名で行っております。現地はですね、15ページ・16ページ（申請地所在について説明）。以前から耕作されておったんですが、今回は新たに公社を通して5年間耕作されるということでした。借り手の方は〇〇農家でもありますので、この5年間は大丈夫かなと考えております。以上です。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

（なしの声）

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

（なしの声）

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定2件2筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長

はい。全員挙手により、新規設定2件2筆分につきましては、原案のとおり可決します。

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明を求めます。

事務局長

はい。それでは、賃借権の新規設定1件1筆分についてご説明いたし

ます。総会資料の18ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(申請人について説明)。19ページをご覧ください。(申請内容について説明)。20ページから21ページまでに地籍図、現況写真を添付しています。現地調査につきましては、申請者、担当農業委員と担当推進委員と共に6月1日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。これも6月1日午前9時より立会いを行っております。先ほど同様、出し手の方、借り手候補の方も一緒です。場所はですね、写真の20ページ。(申請地所在について説明)。耕作面積は1,774㎡となっておりますが、そのうちの約3分の1は雑木林になっており、3分の2を耕作されるということでした。出し手の方が高齢で耕作ができないということで、借り手候補の方に相談されて本契約をされるということでした。以上です。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から、何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。それでは、質疑・意見等がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定、1件1筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分につきましては、原案のとおり可決します。

議長 はい。続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明を求めます。

事務局長 はい。それでは、賃借権の新規設定1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の22ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(申請人について説明)。23ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。24ページから25ページまでに地籍図・現況写真を添付しています。現地調査につきましては、申請者、担当農業委員と担当推進委員と共に6月1日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員 はい。ここも6月1日午前9時30分より、現地調査を行っております。現地の立会いには、出し手の方は体調不良で、奥様の方が代理で出席されております。場所は24ページ、(申請地所在について説明)。現地は、以前は耕作放棄地だったんですが、担当推進委員の働きかけで借り手候補の方に話を持って行って、本契約に至ったという経緯があります。今後5年間は耕作されるということでした。以上です。

議長 はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 担当農業委員、ここは何年ぐらい耕作放棄地だったんですか。

担当農業委員 何年ぐらいでしょうか。

担当推進委員                    その前は〇〇さんが借りとんたったけん1年ぐらいです。

議長                                そうですか。今後は。

担当農業委員                    牧草。飼料作物を作られるということでした。

議長                                はい。

議長                                他に、推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

    (なしの声)

議長                                はい。再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

    (なしの声)

議長                                それでは、質疑・意見等がないようですので、採決をいたします。新規設定1件1筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

    (全員挙手)

議長                                はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分につきましては、原案のとおり可決します。

議長                                続きまして、賃借権の新規設定1件3筆分について事務局の説明を求めます。

事務局長                            それでは、賃借権の新規設定1件3筆分についてご説明いたします。総会資料の26ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(申請人について説明)。27ページをご覧ください。(申請内容について説明)。29ページから30ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、申請者、担当委員の会長職務代理者と担当推進委員と共に6月1日に行っております。以上でございます。

議長                                はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので会長職務代理者より補足説明をお願いいたします。

会長職務代理者                    はい。それではご説明いたします。6月1日9時35分頃、出し手の方、借り手の方、事務局長、事務局、担当推進委員、私の6名で現地調

査を行いました。場所は29ページ。(申請地所在について説明)。実際3筆になってますけど、次の写真を見てもらえば分かりますけど1枚になっております。ちゃんと綺麗に管理されていて、もう田植えの準備もされているようです。今月の11日の日に田植えがなされるそうです。借り手の方が数年前から借りてらっしゃるということだったんですけど、今回、農地バンクを利用して契約をされるそうです。問題はないとおもいますが審議の程よろしくお願いいたします。

議長 はい。続きまして同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 はい。ありません。

議長 それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

担当農業委員 はい。いいですか。

議長 はい。6番農業委員。

6番農業委員 物納の3番の項目なんですけど、玄米120キロと書いてあって、下の方で、その他で30キロの4袋と書いてあるんですけど、これはどっちが正解、どっちも正解なのかなと。

事務局 只今、6番委員からのご質問がありました件につきまして、28ページの物納承諾書3番の支払物の品質・規格等の中で数量として玄米120キロ、内容物の確認方法として、その他30キロ×4袋となっております。総量としましては120キロで内訳として30の4というような表記となっておりますので、数字が違えば確認方法が変わってきますけども、120キロを収める方法として30キロの4袋で納めますというような表記になっております。

6番農業委員 はい。わかりました。ありがとうございます。

議長 他にございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件3筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件3筆分につきましては、原案のとおり可決します。

議長

続きまして、使用貸借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明を求めます。

事務局長

はい。それでは、使用貸借権の新規設定1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の31ページをご覧ください。使用貸借権の設定に係る申請でございます。(申請人について説明)。32ページをご覧ください。(申請内容について説明)。33ページから34ページまでに地籍図・現況写真を、35ページに調査書を添付しています。現地調査につきましては、貸し手の方、担当農業委員と担当推進委員と共に6月1日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは説明をいたします。6月1日午前9時50分より、貸し手の方、担当推進委員、事務局長、事務局、そして私の5名で行っております。(申請地所在について説明)。現在、水田、水を張って綺麗にされていましたが、貸し手の方は田植えだけやればよいということでございました。借り手の方は、息子さんと頑張って親子で作付けされて大変頑張っておられて、何の心配もないと私は思っております。審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい、質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分につきましては原案のとおり可決します。以上7件、全事案とも全員賛成となりましたので、議第28号につきましては原案のとおり決定いたしました。

議長

次に日程6、議第29号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、議第29号について説明をいたします。総会資料36ページをご覧ください。議第29号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第5条の規定により、別紙の許可申請があったので意見決定について意見を求める。令和4年6月7日提出、山江村農業委員会会長。続きまして37ページをご覧ください。農地法第5条による農地転用許可申請の内容でございます。(申請地所在について説明)。譲渡人は〇〇市の方、譲受人が〇〇村の方で転用目的は個人住宅です。38ページが申請書の写しであり、関係事項等につきましてはご覧のとおりでございます。申請地の農地区分につきましては、申請地から300メートル以内に役場があることから「第3種農地」と判断しました。39ページから40ページに位置図、現況写真を添付しています。現地調査につきましては譲渡人、担当農業委員、担当推進委員と共に6月1日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いします。

担当農業委員 はい。それでは説明いたします。これも6月1日10時より現地調査を行っております。立会人として、譲渡の方、そして事務局長、そして事務局、そして担当推進委員、そして私の5名で行っております。(申請地所在について説明)。現在、荒れ地になっていますが草等は綺麗に切っております。電柱や中道がありますが、中道は譲渡人の人と通すということでございました。ここは役場から300メートル以内だし、農振地除外もされておりますので、確かに心配することはないと思いますけれども、皆さんの審議をよろしく願いいたします。

議長 続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員の方から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見等ないので、それでは採決をいたします。「議第29号農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、議第29号は原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程7「その他」になっております。事務局より連絡をお願いい

たします。

事務局

「その他」について説明。  
○ホームページ用議事録について  
○最適化活動の目標の設定について

議長

ただいま事務局より説明がありましたが何か質問とか聞きたいことがあったらお願いします。この場でなくても総会が終わった後でも随時、事務局の方に質問等していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長

それでは次に、日程8「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

今後の行事について説明。

議長

それでは、日程9「閉会」に移ります。以上を持ちまして、農業委員会6月期総会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。

令和4年6月7日(火)午前9時49分終了

議長\_\_\_\_\_

委員\_\_\_\_\_

委員\_\_\_\_\_